

議案第1号

令和7年度秦野市自治会連合会活動報告

I 会議の開催

(1) 定期総会

期日等	令和7年5月10日(土) 秦野市保健福祉センター
出席者数	214名
主な内容	① 令和7年度秦野市自治会連合会表彰状の贈呈 ② 令和6年度活動報告・収支決算について ③ 令和7年度活動計画・収支予算(案)について

(2) 秦野市地区自治会連合会正副会長会議

期日等	令和7年4月10日(木) 秦野市役所
主な内容	① 令和7年度秦野市自治会連合会役員等の選任について ② 令和7年度秦野市自治会連合会表彰について ③ 秦野市自治会連合会役員が就任する審議会への就任依頼について 等

(3) 企画会・役員会

第1回	期日等	令和7年4月17日(木) 秦野市役所
	内容	【企画会】① 地区別市政懇談会及び総合計画後期基本計画 タウンミーティングについて 【役員会】① 「第38回秦野市河川浄化月間」について ② 防犯灯の維持管理について 他4件
第2回	期日等	令和7年5月15日(木) 秦野市役所
	内容	【企画会】① 秦野市議会による議会報告会について 【役員会】① 秦野市自治会連合会定期総会について ② 秦野市総合防災訓練について 他3件
第3回	期日等	令和7年6月19日(木) 秦野市役所
	内容	【企画会】① 福祉ふれあいまつりの各地区日程について ② 自治会加入世帯数の推移について 他1件 【役員会】① 国道246号バイパスのお知らせ ② 「防犯カメラの設置推進に関する協定」に 関する中間報告 他4件
第4回	期日等	令和7年7月17日(木) 秦野市役所
	内容	【企画会】① 秦野市敬老事業を考える懇話会の参加者の 推薦について ② 第78回秦野たばこ祭への後援について 【役員会】① 第78回秦野たばこ祭について ② 防災士について 他2件

第5回	期日等	令和7年9月18日(木) 秦野市役所
	内容	【企画会】 ① 第46回秦野市市民の日の参加について 【役員会】 ① 第一次避難所の変更希望調査について ② 第78回秦野たばこ祭について 他2件
第6回	期日等	令和7年10月16日(木) 秦野市役所
	内容	【企画会】 ① 第46回秦野市市民の日の案内について ② 秦野市総合防災訓練実施報告 他1件 【役員会】 ① 第46回秦野市市民の日の参加について ② 秦野市自治会連合会視察研修について
第7回	期日等	令和7年11月20日(木) 秦野市役所
	内容	【企画会】 ① 秦野市長選挙実施に伴う組回覧の実施について ② 自治会SNSアプリ「いちのいち」の今後の利用に係るアンケート調査について 他1件 【役員会】 ① 青少年指導員及び青少年相談員の推薦について ② 第46回秦野市市民の日の振り返り 他1件
第8回	期日等	令和7年12月18日(木) 秦野市役所
	内容	【企画会】 ① 秦野市総合防災訓練について 【役員会】 ① 秦野市自治会連合会視察研修について
第9回	期日等	令和8年2月3日(火) 視察研修に合わせて各会議を合同開催
	内容	【合同】 ① 令和8年度企画会・役員会の開催日程について ② 令和8年度市主催の自治連関連行事等 他1件
第10回	期日等	令和8年2月19日(木) 秦野市役所
	内容	【企画会】 ① 令和8年度秦野市地区別市政懇談会について ② 市長との懇談会について 【役員会】 ① 令和8年度秦野市総合防災訓練の日程について ② 令和7年度秦野市防犯協会正副支部長会議について
第11回	期日等	令和8年3月18日(水) 秦野市役所
	内容	【企画会】 ① 令和7年度秦野市市民によるまちづくり事業交付金の実績報告について 他1件 【役員会】 ① 令和8年度秦野市自治会連合会定期総会について

※ 各会議にて、各地区の取組みの情報共有や意見交換等を適宜行った。

2 議会報告会

期日等	令和7年7月17日(木) 秦野市役所
内容	秦野市議会の正副議長や議会運営委員会委員等と意見交換を行った。 ① 議会改革について ② 議員定数及び投票期日の在り方について

3 市長との懇談会

期日等	令和7年12月18日(木) 秦野市役所
内容	「市長のまちづくりへの思い」をテーマに、各地区のまちづくり活動を報告した。市長からは「担い手不足」や「地域コミュニティの強化」等の課題が示され、意見交換を実施した。

4 委員会事業

(1) 広報編集委員会（自治連だよりの発行）

第1回	期日等	令和7年6月19日(木) 秦野市役所
	内容	① 自治連だより第53号の掲載内容について ② 印刷業者について
第2回	期日等	令和7年12月18日(木) 秦野市役所
	内容	① 自治連だより第54号の掲載内容について ② 広報はだの特集号(3月1日号)の原稿について

(2) 渉外委員会（視察研修）

期日等	令和8年2月3日(火) かながわ赤十字情報プラザ、新宿区
内容	かながわ赤十字情報プラザでは、近年多発する自然災害について、赤十字が実施するボランティア活動や災害救護、義援金等を学んだ。東京都新宿区では、コンサルティング事業者が町会等と一緒に課題解決に取り組んでおり、今後の活動の参考として、新宿区地域コミュニティ課に具体的な取り組み事例を聞いた。

5 広報活動

(1) 自治連だより（A4カラー・両面印刷、各5,400部）

①	期日等	令和7年8月 第53号発行（組回覧等で配付）
	内容	① 令和7年度秦野市自治会連合会定期総会の結果 ② 令和7年度秦野市自治連表彰 等
②	期日等	令和8年3月 第54号発行（組回覧等で配付）
	内容	① 各地区自治会連合会活動報告 等

(2) 第46回秦野市市民の日

期日等	令和7年11月3日(月・祝) 秦野市カルチャーパーク
内容	自治会加入チラシ等の配付や相談受付等を実施

(3) 広報協力

①	内容	広報はだの・令和7年5月15日号 ⇒ 「自治会連合会各地区会長の紹介」への写真の協力
②	内容	タウンニュース秦野版・令和8年1月16日(金)号 ⇒ 「各界からの新春メッセージ」への寄稿文の協力
③	内容	広報はだの・令和8年3月1日号「地域まちづくり特集号」 ⇒ 原稿作成及び写真提供の協力

6 その他

(1) 市内一斉美化清掃の実施

「ごみのないまちづくり」をスローガンに、環境資源対策課の協力のもと、清掃活動を実施した。

【令和7年度の回収実績】

総回収量		29,199 kg
内訳	可燃ごみ	260 kg
	草類	28,830 kg
	不燃ごみ	90 kg
	粗大ごみ	15 kg
	資源物(カン)	4 kg

(2) 審議会等への委員就任

防犯・防災やまちづくり、お祭り等、全46の審議会等に対し、各地区自治会連合会の役員で役割分担のもと、委員に就任し会議に出席した。

(3) その他の委員等の調整

令和7年度は委員等の改選期が重なり、自治会連合会だけでなく、単位自治会においても、例年より多くの調整が必要となった。

なお、自治会連合会としては、企画会・役員会において、各担当課に対して人手不足の実情を伝えるとともに、制度の見直し等を意見した。

No.	内容	備考
①	青少年指導員・青少年相談員	任期は2年。次回は令和9年を予定
②	防犯指導員	任期は2年。次回は令和9年を予定
③	交通指導員	任期は3年。次回は令和10年を予定
④	民生委員・児童委員	任期は3年。次回は令和10年を予定
⑤	国勢調査の調査員等	5年に1回。次回は令和12年を予定

(4) 秦野市総合防災訓練の時期について

第8回企画会・役員会において、防災課から各自治会のアンケート集計結果や他市の状況を示しながら、日程変更(11月頃への変更)が提案された。

自治会連合会としては、アンケート結果で多かった、酷暑による「参加者の減少」や「訓練の省略」等の現状を踏まえ、見直しを進める方向で意見した。

なお、日程を変更することになった場合は、早急に情報共有することも申し伝えた。

(その後、令和8年度は11月15日(日)に実施する旨の連絡有り。)

令和7年度秦野市自治会連合会収支決算書

収入の部

(単位：円)

科目	予算額(A)	決算額(B)	差額 (B)-(A)	摘要
1 市補助金	978,000	978,000	0	市補助金
2 分担金	40,000	40,000	0	8地区自治会 連合会分担金
3 諸収入	500,000	566,000	66,000	日赤秦野市地区 募集協力事務費等
4 雑収入	260	648	388	預金利息
5 繰越金	278,640	278,640	0	前年度繰越金
合計	1,796,900	1,863,288	66,388	

支出の部

(単位：円)

科目		予算額(C)	決算額(D)	差引残額 (C)-(D)	摘要
項	目				
1	会議費	5,000	0	5,000	
	1 役員会費	5,000	0	5,000	会議賄等
2	活動費	1,608,000	1,480,465	127,535	
	1 広報啓発費	120,000	114,048	5,952	自治連だより作成費
	2 地区自治会 連合会補助	1,016,000	1,016,000	0	8地区自治会 連合会補助金
	3 表彰費	120,000	101,627	18,373	表彰者記念品等
	4 研修会費	352,000	248,790	103,210	
3	事務費	128,900	120,663	8,237	
	1 旅費	3,000	1,655	1,345	役員等旅費
	2 事務費	105,900	104,158	1,742	事務用消耗品等
	3 通信費	20,000	14,850	5,150	はがき、切手代
4	交際費	50,000	46,300	3,700	
	1 交際費	50,000	46,300	3,700	慶弔費等
5	予備費	5,000	0	5,000	
	1 予備費	5,000	0	5,000	
	合計	1,796,900	1,647,428	149,472	

収入済額

1,863,288 円

支出済額

1,647,428 円

収支差引残額

215,860 円 (次年度へ繰越)

議案第3号

令和8年度秦野市自治会連合会活動計画（案）

1 活動目標・方針

(1) 目標

自治会・まちづくり委員会・地区社会福祉協議会との連携により、
地域の自治力を高めよう

(2) 方針

市や関係団体と協働し、次の方針に基づき活動を展開する。

①	地域社会の発展と福祉増進のため、必要事項を協議する。
②	自治会等の地域活動を情報共有し、新たな施策や支援につなげる。
③	市や関係団体と協働し、施策等の実現に向けて協力する。

2 主な活動計画

月	事業内容
4	・ 地区自治会連合会正副会長会議 ・ 企画会・役員会
5	・ 定期総会（5/9（土） クアーズテック秦野カルチャーホール） ・ 企画会・役員会
6	・ 企画会・役員会（会議終了後、広報編集委員会）
7	・ 企画会・役員会（会議終了後、渉外委員会）
8	・ 自治連だより第55号発行 ・ 市長との懇談会
9	・ 企画会・役員会 ・ 市内一斉美化清掃
10	・ 企画会・役員会
11	・ 企画会・役員会 ・ 秦野市総合防災訓練（11/15（日） 中央会場：大根地区）
12	・ 企画会・役員会（会議終了後、広報編集委員会） ・ タウンニュースへの寄稿文の協力、広報はだの特集号への協力
1	・ 企画会・役員会
2	・ 視察研修 ・ 企画会・役員会
3	・ 自治連だより第56号発行 ・ 企画会・役員会
年間	・ 市から就任依頼のある審議会等への委員の推薦及び出席 ・ 市や教育委員会等への要望活動 等

令和8年度秦野市自治会連合会収支予算（案）

収入の部

（単位：円）

科 目	令和8年度 予算額(A)	令和7年度 予算額(B)	令和7年度 決算額(C)	本年度と前年度 の予算比較 (A)-(B)	本年度予算と 前年度決算の比較 (A)-(C)	摘 要
1 市補助金	948,000	978,000	978,000	△ 30,000	△ 30,000	
2 分担金	40,000	40,000	40,000	0	0	8地区自治会 連合会分担金
3 諸収入	500,000	500,000	566,000	0	△ 66,000	日赤秦野市地区 募集協力事務費
4 雑収入	640	260	648	380	△ 8	預金利息
5 繰越金	215,860	278,640	278,640	△ 62,780	△ 62,780	前年度繰越金
合 計	1,704,500	1,796,900	1,863,288	△ 92,400	△ 158,788	

支出の部

（単位：円）

科 目	令和8年度 予算額(D)	令和7年度 予算額(E)	令和7年度 決算額(F)	本年度と前年度 予算の比較 (D)-(E)	本年度予算と 前年度決算の比較 (D)-(F)	摘 要
項 目						
1 会議費	5,000	5,000	0	0	5,000	
1 役員会費	5,000	5,000	0	0	5,000	会議賄等
2 活動費	1,526,000	1,608,000	1,480,465	△ 82,000	45,535	
1 広報啓発費	140,000	120,000	114,048	20,000	25,952	自治連だより作成費
2 地区自治会 連合会補助	1,016,000	1,016,000	1,016,000	0	0	8地区自治会 連合会補助金
3 表彰費	100,000	120,000	101,627	△ 20,000	△ 1,627	表彰者記念品等
4 研修会費	270,000	352,000	248,790	△ 82,000	21,210	
3 事務費	118,500	128,900	120,663	△ 10,400	△ 2,163	
1 旅費	3,000	3,000	1,655	0	1,345	役員等旅費
2 事務費	100,500	105,900	104,158	△ 5,400	△ 3,658	事務用消耗品等
3 通信費	15,000	20,000	14,850	△ 5,000	150	はがき・切手代
4 交際費	50,000	50,000	46,300	0	3,700	
1 交際費	50,000	50,000	46,300	0	3,700	慶弔費等
5 予備費	5,000	5,000	0	0	5,000	
1 予備費	5,000	5,000	0	0	5,000	
合 計	1,704,500	1,796,900	1,647,428	△ 92,400	57,072	

秦野市自治会連合会規約

(昭和45年 8月 1日施行)

(名称及び事務所)

第1条 この会は、秦野市自治会連合会（以下「連合会」という。）と称し、その事務所を秦野市役所内に置く。

(組織)

第2条 連合会は、秦野市内の自治会長により組織する。

(目的)

第3条 連合会は、秦野市内の自治会が相互に連絡協調を保ち、市民の福祉の増進及び自治会の健全な運営に努めるとともに、地域社会の向上を図るため、次に掲げる事項を目的とする。

- (1) 自治会活動が、真に市民主体の活動として定着するよう啓発・普及活動を充実していくこと。
- (2) 連合会、地区自治会連合会及び単位自治会の3組織が連動した活動を展開するよう、方向や手法などについて提案していくこと。
- (3) 秦野市及び関係団体と協働して、各種のまちづくり活動及び市民活動を展開していくこと。

(活動内容)

第4条 連合会は、前条の目的を達成するため、その活動内容を次のとおり定める。

- (1) 協働して取り組む行政施策の検討、提言及び実践
- (2) 単位自治会及び地区自治会連合会の運営に関する協力支援活動
- (3) 自治会活動についての調査、広報（啓発・普及）及び研究活動
- (4) 自治会の運営及び活動に関する勉強会（研修会）の開催
- (5) 行政の補完活動（回覧、各種委員の推薦等）
- (6) 情報交換
- (7) その他連合会の目的達成に必要な事項

(役員)

第5条 連合会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 7名
- (3) 会計 2名
- (4) 書記 2名
- (5) 監事 2名
- (6) 理事 若干名

(役員を選出)

第6条 前条の役員を選出は、地区自治会連合会正・副会長の互選により選任し、総会で報告する。

(役員職務)

第7条 会長は、連合会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 会計は、連合会の会計を掌理する。
- 4 書記は、会議録を作成するとともに、連合会の庶務を担当する。
- 5 監事は、会計を監査する。
- 6 理事は、連合会の活動の運営協議を行う。

(役員任期)

第8条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了の後においても、後任者が着任するまではその職務を行うものとする。

(会議)

第9条 連合会の会議は、総会、役員会及び企画会とする。

(総会)

第10条 総会は、会長が招集し、出席者の互選により選出された者が議長となる。

- 2 総会は、定期総会及び臨時総会とし、定期総会は年1回開催し、臨時総会は随時開催する。
- 3 総会は、全自治会長の過半数の出席（委任状出席を含む。）がなければ開くことができない。
- 4 総会の議事は、出席者の過半数により決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。
- 5 臨時総会は、全自治会長の3分の1以上の要求があったときは、開催しなければならない。
- 6 総会に付議する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 活動報告及び決算に関すること。
 - (2) 活動計画及び予算に関すること。
 - (3) 規約の変更に関すること。
 - (4) その他会長が必要と認めた事項に関すること。

(役員会)

第11条 役員会は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 役員会は、連合会の協議機関として、会長、副会長、会計、書記、監事及び理事により構成する。

3 役員会に付議する事項は、次のとおりとする。

(1) 第4条の活動内容についての協議に関する事。

(2) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項に関する事。

(企画会)

第12条 企画会は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長となる。

2 企画会は、各地区自治会連合会長により構成する。

3 企画会に付議する事項は、第4条の活動内容及び前条の役員会に付議する事項についての具体的な検討に関する事とする。

(専門委員会)

第13条 会長は、連合会の活動を円滑に進めるため、必要と認めるときは専門委員会を設置することができる。

2 専門委員会の委員は、地区の会長が役員及びその他から選任する。

3 専門委員会の活動内容は、別に定める。

(経費)

第14条 連合会の経費は、分担金、補助金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第15条 連合会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(委任規定)

第16条 この規約に定めるもののほか、連合会の運営に必要な事項は、役員会で協議する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、昭和45年8月1日から施行する。

2 この規約は、昭和49年4月1日から施行する。

3 この規約は、昭和50年6月7日から施行する。

4 この規約は、昭和51年6月1日から施行する。

5 この規約は、昭和52年5月21日から施行する。

6 この規約は、平成5年5月28日から施行する。

7 この規約は、平成18年5月20日から施行する。

8 この規約は、令和2年4月13日から施行する。

9 この規約は、令和8年4月16日から施行する。

秦野市自治会連合会表彰規程

(昭和55年 4月 1日施行)

(目的)

第1条 この規定は、秦野市自治会において、地域住民の福祉の増進及び住民自治の確立に功労が極めて顕著な者を表彰することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(被表彰者)

第2条 表彰される者は、個人及び団体であって、次の各号の一に該当するものうちから会長が選考し、秦野市自治会連合会役員会に諮りこれを定める。

- (1) 自治会連合会役員として、自治会連合会の発展に尽くし、その功労顕著な者で、満2年以上在職したもの
- (2) 自治会長として、地域住民の福祉の増進と住民自治の確立について、その功労顕著な者で、満5年以上及び満10年以上在職したもの

(表彰の時期)

第3条 表彰は毎年自治会連合会定期総会の日に行う。(以下、省略)

(表彰の方法)

第4条 表彰は、表彰状及び記念品を贈呈してこれを行う。

2 この規定によって被表彰者となった者が、その表彰前に死亡したときは、表彰状等はその遺族に授与する。

(在職年数の計算)

第5条 在職年数は、次の各号により計算する。

- (1) 在職年数は、その職に就いた日の属する月から起算し、退職の日の属する月まで、月をもって計算する。
- (2) 再就職した者の前後の在職年数は通算する。

(再表彰)

第6条 (省略)

(その他)

第7条 (省略)

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、昭和55年4月1日から施行する。
- 2 この規約は、平成2年4月1日から施行する。
- 3 この規約は、令和8年4月16日から施行する。